

那覇市公報

号外第 6 6 0 号
毎月 2 回 1 , 1 5 日発行
発 行 所
那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
那覇市総務部総務課

目 次

監 査 委 員 公 表

- 平成 1 7 年度定期監査 (前期) の結果に対する措置について (公表) 889

監 査 委 員 公 表

那 監 公 表 第 4 号

平成 1 7 年 1 0 月 1 8 日

那覇市監査委員	長嶺	紀雄
同	宮里	善博
同	山川	典二
同	玉城	彰

平成 1 7 年度定期監査 (前期) の結果に対する措置について (公表)

平成 1 7 年度定期監査 (前期) の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第 1 9 9 条第 1 2 項の規定に基づき、次のとおり公表します。

市 民 文 化 部

○ 市 民 課 (真和志支所、首里支所、小禄支所含む)

(要望事項)

銘苅庁舎内市民サービスセンターの業務拡大について

銘苅庁舎内市民サービスセンターは、平成 15 年 6 月から証明書交付事務のみの業務を開始しているが、交付件数は年々増えている (平成 15 年度 18,097 件、平成 16 年度 35,795 件)。行政事務においては、申請 (届出) と交付は一体であるので、更なる市民サービス向上のため、申請 (届出) 業務もできるように要望する。

□ 要望事項に関する措置

市民サービスセンターの利用状況は地域の人口増加に伴い年々増加の傾向にあります。市民の方からも申請 (届出) 業務も実施してほしいとのご意見・ご要望等も増えてきており、更なる市民の利便性を図る必要性を感じております。

しかしながら、業務の拡大を図るためには、人員配置はもちろんのこと、スペース・設備等の面から多額の費用を必要とします。

市民課の限られた予算や職員定数の中で、いかに効率的な予算執行や人的配置を行い市民サービスの向上を図るかが求められます。

今後の利用状況や市民のご意見、費用対効果、三支所の機能見直しなどを含め総合的な観点から検討していきたいと思っております。

○ 文 化 振 興 課

(注意・留意事項)

(1) 支出負担行為について (注意事項)

支出予算の執行手続きについて、市民会館運営管理費の原材料費 (187,530 円)、那覇市文化振興ビジョン策定事業 (文化行政審議委員) の非常勤職員報酬 (120,500 円)、費用弁償 (41,600 円) については、支出の原因となるべき契約その他の行為がなされ、支出の義務が生じているにもかかわらず 3 月 31 日時点において支出負担行為がなされていない。支出負担行為として整理する時期については、その時期を失することのないよう注意されたい。

(2) 契約事務について (注意事項)

業務委託契約については、次のような不適切な契約内容があった。

那覇市契約規則第 20 条に基づき、指名競争入札に付するときはなるべく 5 人以上指名するものとされているが、10 件中 2 件において 2 人及び 3 人の指名となっている。

那覇市契約規則第 21 条の 3 に基づき、随意契約によるときはなるべく 2 人以上から見積書を徴すべきであるが、21 件中 13 件において 1 人だけの見積書徴取になっている。

これらの規定は、地方公共団体が事業執行に当たり、公正、機会均等、経済性を確保する必要から規定されているので、今後はこれらの契約に関する規定を遵守していただきたい。

(3) コピー等実費徴収金について (留意事項)

コピー代金の実費徴収金は那覇市会計規則第 27 条 (収納取扱員の指定金融機関等への払込み) 第 3 項に従い、毎月末締めとし翌日の正午までに金融機関へ払い込むことで出納室と調整されているが、実情は年 2 回に分けて指定金融機関への払込みをしている。収納取扱員の指定金融機関への払い込み

については、規則を遵守し適正な業務執行に留意されたい。

□注意事項に関する措置

(1) 支出負担行為について

支出負担行為として整理する時期については、那覇市予算決算規則を遵守し、時期を失することがないようにいたします。

(2) 契約事務について

指名競争入札に付するときはなるべく 5 人以上指名し、また、随意契約によるときはなるべく 2 人以上から見積書を徴するよう、今後の契約において規則を遵守し、公正、機会均等等が図れるよう努めてまいります。

□注意事項に関する措置

コピー等実費徴収金の指定金融機関への払込みについては、出納室と調整のとおり、規則を遵守し、適正な業務執行に努めてまいります。

○ 歴 史 資 料 室

(注意事項)

(1) 支出負担行為について

支出予算の執行手続きについて、市史編集事業の印刷製本費(396,900 円)、横内家資料整理費の消耗品費(298,683 円)、尚家継承文化遺産保存整理事業の庁用備品(288,000 円)については、支出の原因となるべき契約その他の行為がなされ、支出の義務が生じているにもかかわらず 3 月 3 1 日時点において支出負担行為がなされていない。支出負担行為として整理する時期については、その時期を失することのないよう注意されたい。

(2) 契約事務について

業務委託契約については、次のような不適切な契約内容があった。

那覇市契約規則第 2 1 条の 3 に基づき、随意契約によるときはなるべく 2 人以上から見積書を徴するべきであるが、9 件中 6 件において 1 人だけの見積書徴取になっている。

この規定は、地方公共団体が事業執行に当たり、公正、機会均等、経済性を確保する必要から規定されているので、今後はこれらの契約に関する規定を遵守していただきたい。

□注意事項に関する措置

(1) 支出負担行為について

支出負担行為として整理する時期については、那覇市予算決算規則を遵守し、時期を失することがないようにいたします。

(2) 契約事務について

随意契約によるときはなるべく 2 人以上から見積書を徴するよう、今後の契約において規則を遵守し、公正、機会均等等が図れるよう努めてまいります。

議 会 事 務 局

○ 庶 務 課

(注意・検討事項)

(1) 予算要求及び執行の在り方について(注意事項)

議会を活性化するために非常勤職員を配置し、議会体験型の事業として、「議会サポーター(仮称)制度」の導入を目指したが、市議会議員との協議が整わず、議会サポーター(仮称)に対する報償費等が未執行となっている。

予算要求・執行に当たっては、事前に、事業の意図・目的、対象、内容、期待される効果及び事業費等を事務局並びに市議会議員との十分な協議・調整を踏まえ、適正な予算要求・執行に注意されたい。

(2) 事務局非常勤職員要綱見直し及び非常勤職員就労要綱制定について(検討事項)

議会事務局には、非常勤職員として事務員、会派秘書、運転手、議会史編さん室参与及び議会史編さん員の 5 つの職が設置されている。現在的那覇市議会事務局非常勤要綱第 3 条(職務)は、会派秘書のみの職務内容となっている。同要綱は、議会事務局非常勤職員の共通事項を定め、個々具体的な勤務条件については、それぞれの非常勤職員の設置目的に合わせ個別に就労要綱を定める必要があることから見直しを検討されたい。

また、非常勤職員の業務内容、勤務日、勤務時間及び任用期間等の勤務条件を明確にする観点から、非常勤の事務員及び会派秘書の就労要綱の制定を検討されたい。

(3) 交際費(弔事)について(検討事項)

議会事務局における「公費で対応する弔事」については、「那覇市議会議員並びにその他の者の弔事に関する内規」により、対象者の範囲、香典料、供花、弔電などが決められている。市議会議員等の取扱い(金額)については、市長事務部局と異なった取扱いとなっている。

「公費で対応する弔事」についての取扱いは、市長事務部局などとのバランスを考慮した取扱いが望まれることから検討されたい。

□ 注意事項に関する措置

今回、報償費等が未執行となったことについては、予算要求の段階において、事業の実施について議員の十分な理解が得られないまま予算が計上されたことにより執行が留保され、予算要求・執行の在り方としては、適正さを欠いたものと認識しております。

今後は、事前に議会運営委員会等の場で、各議員と十分な協議・調整を諮りながら適正な予算要求・執行に当たりたいと考えております。

□ 検討事項に関する措置

(1) 事務局非常勤職員要綱見直し及び非常勤職員就労要綱制定について

那覇市議会事務局非常勤要綱の見直しについては、共通事項については、那覇市非常勤職員要綱の例によることとし、議会事務局に配置する非常勤職員の就労要綱については、勤務条件を明確にするため非常勤職員の設置目的に合わせ個別の就労要綱を制定します。

(2) 交際費(弔事)について

市議会議員等への香典料等については、他市議会の状況等も踏まえ、市長部局も参考にしながら見直しを検討しているところです。

水 道 部

。 企 画 経 営 課

(検討事項)

水道給水条例における水道料金表の総額表示について

消費税法の改正に伴い、事業者は、商品又はサービスの対価をあらかじめ表示する場合は、平成 16 年 4 月 1 日から消費税額を含んだ価格（総額表示）を表示しなければならないこととなっている。下水道使用料金表は条例改正時に合わせて、基本料金及びそれぞれの従量料金ごとに消費税を含んだ総額表示をしている。一方、水道料金については、水道料金表で基本料金と従量料金の合計料金に消費税額を含んだ総額を表示しているが、給水条例中の水道料金表は、料金を算定する際の算定式を示しているものであり、総額表示義務規定は適用されないと判断し、料金表へは消費税額を含んだ総額表示をしていない。

しかしながら、水道料金と下水道使用料金は一括して収納しているので、消費者が分かりやすく、その整合性を持たせる上でも早めに水道料金表についても消費税を含んだ価格の表示（総額表示）を検討されたい。

□ 検討事項に関する措置

消費税法が改正され、平成 16 年 4 月 1 日から事業者には、商品又はサービスの対価を表示する場合は、消費税相当額を含んだ総額表示が義務付けられており、下水道使用料については、平成 16 年 4 月 1 日に料金改定があったため、条例上でも消費税相当額を含んだ総額表示となっております。

一方、水道料金については、水道料金早見表、納入通知書及び領収書については、既に消費税相当額を含んだ総額表示となっているが、総額表示義務の規定が給水条例中の料金の規定に適用されるかどうか国税庁、厚生労働省、総務省、日本水道協会、他の水道事業体等に照会を行い、検討いたしました。

その結果、条例中の料金の規定は、料金を算定する際の算定式を示しているものであり、商品又はサービスの対価を表示する場合に該当せず、総額表示義務規定は適用されないと判断し、条例改正しないこととしました。

しかしながら、総額表示については、消費者の視点に立ってスタートしたものであり、事前に消費税額を含む価格が一目でわかるようにするためのものであることや、平成 17 年 4 月 1 日に上下水道を統合したことで状況が変わったことなどから、次回料金改定等の改定時には統一する方向性で改正していきたいと考えております。

。 財 政 課

(注意・努力事項)

(1) 予算執行について (注意事項)

当初、工務課で泊配水地の空地へのフェンス設置のため計上した予算を、フェンス設置の必要がなくなり、その分を財政課に用途変更したが、財政課でも明確な利用計画がなく、結果としてその分を補正減とした。予算の流用・用途変更はあくまでも明確な執行目的を持ってなされるべきであるので、予算の適正、効率的な執行に注意されたい。

(2) 普通財産 (土地) の管理状況について (努力事項)

普通財産 (土地) の管理 (占用部分) において、 水源地用地 (宜野湾市在・7 筆、505.11 m²)、 旧導水管用地 (浦添市在・20 筆、宜野湾市在・143 筆、4,420.86 m²) は、以前、

那覇市が宜野湾市に水源地を確保し、那覇市へ導水管を布設していた時の残地であり、現在においては占有する必要性がないので、普通財産の効率的な活用の面から、早急に隣接する地主等への売却に努力されたい。

□注意事項に関する措置

今回の施設費については、財政課において明確な必要性を認めていないにもかかわらず、予算流用増額した後、減額補正するという一連の予算処理は、不適切なものと認識しております。

今後は、予算の必要性を充分検討した上で、適正及び効率的な予算執行（流用・補正等）に当たりたいと考えております。

□努力事項に関する措置

現在、旧導水管用地等の処分準備作業状況としまして、隣接地の登記簿（所有者・住所）、住民票（住所）、戸籍（続柄）及び戸籍附票（住所の追跡）を基に「隣接地主の情報」を作成し、水道誌等から、導水管布設工事にいたる経緯（土地収用等）の資料収集を続けています。

また、宜野湾市から「大山地区区画整理事業計画に係る、旧導水管用地等 4 3 筆の処分留保」の要請があることから、これらの土地については処分予定から除外しています。

宜野湾市大山地区は、住民説明会を開催し、その後売買交渉を行う予定です。なお、当該用地は「強制収用・米軍布設管用地の賠償補償」という歴史があることから、住民説明会開催前に大山地区の自治会長や数人の地主等と事前協議を行う予定です。

以上のように、処分に向けての作業を進めているところでありますが、ご指摘のように、最優先事項として処分するよう努力します。

○ 料 金 課

（検討事項）

随意契約について

水道メーター検針業務委託、及び水道メーター開閉栓業務委託は、那覇市管工事協同組合と随意契約している。契約額が多額（2 件で 7, 4 8 9 万 7 千円）でもあり、市民サービスを低下させることなく最小の経費で最大の効果を挙げるという予算の効率性、入札の透明性や公正性を高める面から、競争入札の導入を検討されたい。

□検討事項に関する措置

開閉栓業務は、市民からの依頼による申出開閉栓業務と滞納開閉栓業務があり、両方とも止水栓の開閉を伴う作業で、市民ニーズに応え、より迅速かつ的確に業務を遂行するためには、十分な地域の把握が必要であります。

転居時の開閉栓・臨時検針業務にあつては、繁忙期（3・4 月）に通常の 2 倍の件数が発生し、その業務を熟知しているものでなければ対処が難しい状況であり、また滞納開閉栓業務にあつては、滞納状況における個人情報保有していることから、毎年委託業者が変わると情報の漏えいに繋がる恐れがあります。いずれにしても業務が混乱なく円滑に遂行されるには、徹底された業務指導が必要となり委託先の変更に伴う事前研修が要求されます。

検針業務は、市内一円に設置されている水道メーターを 2 地区に分けて隔月検針を行っておりますが、一人月平均約 2 9 0 0 件、一日当たり約 1 7 0 件を検針するため、その道順やメーター位置の特定、さらに領収書も兼ねる検針票の正確な投函等の業務が十分遂行できるまでには約 4 ヶ月から 6 ヶ月の月数が必要であります。また、検針員は現場で直接市民に接し適切な対応が求められる業務であるため、入札にすると入札毎に業者が変わることが予想され、それに伴い検針員も変わり業務の不慣れによる市民

サービスの低下が懸念されることから、これまで随意契約により両業務の委託を行ってきましたが、ご指摘のとおり予算の効率性、契約の透明性、公正性の面及び市民サービス低下の回避、開閉栓業務・検針業務のスムーズな移行等々を勘案しながら競争入札の導入を検討しているところであります。

○ 管 理 課

(是正・要望事項)

(1) 維持管理業務の随意契約について (是正事項)

那覇市管工事協同組合と維持管理業務契約金額 2 7 1 , 2 2 8 , 8 0 4 円の年間単価契約で随意契約を締結している。

業務は維持管理工事の施工業務及び夜間保安業務を委託し、業務の内容と範囲は、送配水管及び付属施設の補修工事、他工事に起因する送配水管の移設及び弁栓室類の調整工事、緊急を要する調査及び工事、夜間保安業務である。

那覇市管工事協同組合は、維持管理業務を円滑に施工するため組合員 6 8 社に加入条件を付して那覇市水道工事センターを設置し、那覇市水道工事センター加入者 7 社に請け負わしている。

随意契約とは、競争の方法によることなく、任意に特定の者を選んで契約を締結する契約方法であるので、今後、維持管理業務の工事の内容・範囲を峻別し、真にやむをえないもの以外は透明性のある競争入札の契約方法に是正されたい。

(2) 指名競争入札の入札参加辞退について (要望事項)

鉛給水管取替工事の指名競争入札 1 2 件中、4 件の工事について入札参加辞退届が提出され、指名替えをして再度入札を行った。

指名競争入札は、執行伺、契約依頼、指名選定委員会、指名通知等の事務に約 3 0 日間を要し、入札参加辞退があると事務に要する時間が更に費やされる。

那覇市水道事業基本計画の中で鉛給水管取替工事を平成 1 4 年度から平成 2 2 年度までにすべての鉛給水管を取り替える計画をしている。

今後も鉛給水管取替工事が予定されているので、工事の内容や契約方法に創意工夫し入札参加辞退者がでないように要望する。

□ 是正事項に関する措置

那覇市上下水道局と那覇市管工事協同組合と維持管理業務を円滑に施工するため維持管理業務委託契約書及び維持管理業務要綱等を作成し随意契約を行っております。

工事センターが施工できる工事の範囲については維持管理要綱の第 4 条の各号に掲げるとおりとする。

(1) 送配水管及び付属施設の補修工事

(2) 他工事に起因する送配水管の移設及び弁栓類等の調整工事

(3) 止水栓の開閉業務 (滞納開栓の電話があった場合開栓し、住所氏名及び口径・メーター番号を確認し明朝、料金課に引継ぎすること) この場合は、精算伝票で処理すること。

(4) 前各号の工事のほか緊急を要する調査及び工事

となっております。

さらに本契約を準拠し管工事組合との間で災害時等における応急活動の協定も結んで、漏水事故等の早期修理、二次災害防止や市民サービスに努め、水道事業の健全な経営運営に多大に貢献しています。

今後は維持管理業務の工事内容・範囲を峻別して対応していきながら、競争入札を含めた契約方法についても検討していきたいと考えています。

□ 要望事項に関する措置

工事費の算出根拠は、沖縄県土木工事標準積算基準書、実施単価表並びに厚生労働省水道事業実務必

携を採用して積算しています。

今回の鉛給水管取替工事も、工事の内容、積算の根拠や契約方法について、適正に執行されているものと考えており、入札参加辞退の問題に関しては業者側の都合によるものだとも考えています。

平成 17 年度におきましては、入札参加辞退の問題に鑑み、早期発注と 1 工事あたりの工事費規模を大きくして、入札を行ったところ、すべての工事において落札業者が決定いたしました。

○ 配 水 課

(指摘事項)

指名競争入札の業者選定について

量水器取替業務委託の契約締結は、指名競争入札の年間単価契約である。

この契約は、那覇市水道局指名競争入札参加者の指名基準及び選定に関する要綱第 2 条 1 項 3 号「その他水道事業管理者が必要と認める事項」の規定に基づき指名業者を選定した。

指名業者の選定は、「給水装置工事主任技術者が 3 名以上、かつ、平成 13 年度～ 15 年度中の工事実績が平均 70 点以上であること。」を条件としているが、指名業者選定 10 社は、給水装置工事主任技術者 3 人以上の業者 10 社、過去 3 年度工事実績が平均 70 点以上の業者 9 社であるが、1 社は条件が整っていないにもかかわらず指名している。落札は、条件が整っていない業者である。

指名競争入札が機会均等に、かつ公正に行われる必要があるので、今後の指名競争入札は明確な指名基準に沿って指名するよう指摘する。

□ 指摘事項に関する措置

量水器取替え業務につきましては、年間を通して局と連携をとりながら市民と直接対応する業務であること、又、小口径 (13mm) から大口径 (200mm) まで取り替えること、さらに緊急に取替えを行う場合があるため事務所の対応能力及び相当の施行能力が必要であります。

今回指摘がありました量水器取替え業務の指名基準の明確については業者の施行実績、技術者の人数、組織力、機動力、信頼性等総合的に判断して選定条件が明確になるように検討します。

市 立 病 院

○ 管 理 課

(注意事項等)

(1) 契約の履行について (注意事項)

医療廃棄物処理業務委託契約において、落札後、保証人を立てることが契約条件となっていたが契約締結時において保証人の確保がされていなかった。当然、その段階で契約条件不履行を理由に、速やかに再入札すべきであった。

日々排出される大量の医療廃棄物、限られた保管スペースからやむなく契約未締結の状況下で当該業者が処理することを黙認し、約 2 ヶ月経過後の平成 16 年 6 月 11 日付けで保証人条項を除いた契約を当該業者と締結した。当該契約書では、委託期間を同年 4 月 1 日に遡及し、同年 6 月 30 日までとする特別条項を設けて 4 月分からの委託料の支出を行ったことは、契約のあり方として、不適切な処理である。

医療廃棄物を処理する現状の厳しさについては、一定の理解が出来るとしても、こと契約に当たっては法令等を遵守しなければならない。

(2) 契約の方法について (留意事項)

医療現場で従来、要望の強かった病棟事務業務委託を平成 16 年 1 月分から 3 月分までの 3 ヶ月間、3 病棟限定で試行するために当該業者と随意契約を締結した。試行期間の 1 ヶ月延長と入札準備のため翌年度 4 月分のみを同業者と自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 4 号「競争入札に付することが不利・・・」適用で随意契約し、同年 5 月分から指名競争入札に変更したことである。

このような契約の方法は、同一年度中途において、特段の状況変化もないまま指名競争入札に移行する合理的理由とは認めがたく、それぞれの契約方法の法的根拠も異なり、相互に矛盾することから適正でないと思料するので、今後は改められたい。

(3) 随意契約について (要望事項)

平成 14 年度の決算審査において、病院全体として随意契約が多いとの指摘がなされたところであるが、今回の定期監査においても、自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号適用の随意契約を除いたとしても、随意契約の割合が高いと思われるので、契約の基本原則は、競争入札であるとの認識のもとに契約業務に当たるべきである。

病院における入札・契約業務にあつては、医療業務の特殊性、専門性を勘案しながら、併せて透明性、客観性、競争性の確保を要望する。

□注意事項に関する措置

今後は法令等を遵守し、適切に実施いたします。

なお、契約条件でありました「保証人の確保」については、工事契約等を参考に、必要かどうかを検討した結果、平成 17 年度の契約から削除いたしました。

□留意事項に関する措置

今後は、そのように実施いたします。

□要望事項に関する措置

病院においては、人命を預かる施設という特殊な事情があり、医療現場の混乱、業務運営の質の低下を招かないようあらゆる視点から考慮し、契約事務を進めております。今後も、契約の基本を尊重し、慎重に調査のうえ、個々の契約を検討したいと考えております。

なお、近年、随意契約から入札に変更した主な契約は次のとおりです。

1	保清業務	平成 15 年度入札に変更	決算額	32,281 千円
2	給食業務	平成 15 年度入札に変更	決算額	191,702 千円
3	病棟事務	平成 16 年度入札に変更	決算額	17,451 千円
4	受付業務	平成 16 年度入札に変更	決算額	56,315 千円
5	医事業務	平成 17 年度入札に変更	予算額	151,311 千円

注) 契約名称は省略してあります。

○ 医 事 課

(注意・検討事項)

(1) 契約事務について (注意事項)

業務委託契約については、随意契約の方法による 10 件のうち 5 件の契約の中で次のような 7 箇所の不適切な契約内容があった。

那覇市契約規則第 21 条の 2 に基づき予定価格を定めなければならないが予定価格が設定されていないもの 2 件

那覇市契約規則第 21 条の 3 に基づき 2 人以上の者から見積書を徴すべきであるが、徴して

ないもの 1 件

随意契約をするには、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項の第 1 号から第 9 号に該当する必要があるが、それらの随意契約理由に該当しないもの 3 件

一括発注が可能と考えられる契約を 2 回に分けて契約して第 1 号を適用したもの 1 件

更に、使用料及び賃借料の契約についても、予定価格が設定されてなく、見積書を徴してなく、随意契約理由に該当しないなどの契約事務における不備が 1 件あった。

これらの規定は、地方公共団体が事業執行に当たり、公正、機会均等、経済性を確保する必要から規定されているので、今後はこれらの契約に関する規定を遵守していただきたい。

(2) 診療費請求事務について (検討事項)

平成 15 年度に比べて平成 16 年度 (平成 17 年 3 月 31 日現在) は、未収金 (滞納繰越自己負担分合計) が 1 億 7,077 万 1,392 円から 2 億 213 万 8,712 円、不納欠損額が 3,100 万 3,201 円から 1,578 万 1,835 円、収納率は 85.9% から 85.8% へと変化している。そして、平成 15 年度決算では純利益は 4 億 4,353 万 7,295 円であったが、不納欠損額 3,100 万 3,201 円の分だけ純利益が減少する結果となっており、平成 16 年度も同様に不納欠損額 1,578 万 1,835 円の分だけ純利益が減少することになる。

このように未収金 2 億 213 万 8,712 円は平成 15 年度より 3,136 万 7,320 円多くなっており、不納欠損処分との関係で将来の損益に影響を与える要因となるものである。従って、徴収業務の強化を行い徴収率を向上させることにより、不納欠損額の減少に努めるとともに、時効の消滅を待って不納欠損処分にすることがないように一層の徴収努力をされたい。

そのためには、患者の自己負担額については、未収金の発生を極力防止するとともに、発生した場合の早期回収に努めることが重要であり、また、入院患者については、長期間分にわたる場合はできるだけ請求回数を増やすことを検討する必要がある。本院においては長期入院患者の診療費を 1 日から月末分を翌月 10 日に定期請求しているが、例えば、早期収納を図るために現在の 10 日遅れの請求をもっと早めて行うなど、未収額が減少するよう努めていただきたい。

□注意事項に関する措置

今後は適正に執行します。

医事課で大量に発生する個人情報記載の紙類をリサイクルするためのシュレッター処理が可能な業者は県内に 1 社しかいないため、2 人以上の者からの見積書は徴収できないが、今後は起案時にその旨の記載を行ないます。

人間ドックの食事提供業務 (2 件) と給食業務の委託の適用条項を地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号とすべきところを、誤って那覇市契約規則第 21 条第 6 項、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 4 号としたもの。今後は適正に適用します。

今後は適正に執行します。

使用料及び賃借料の契約についても、今後は適正に執行します。

□検討事項に関する措置

ご指摘のとおり、未収金削減のためにはその発生防止と早期回収が重要だと考えており、今後も積極的に取り組んでいきたいと考えています。

請求回数を増やすことについては、定期請求を行なった後、支払期限までに納付又は支払相談がない者に対しては担当者が直接病棟に出向き、事情を聴取することになっています。また、高額な負担が見込まれる者には、毎月 15 日に概算で入院費のお知らせをして中間の支払額を通知し、支払困難者には納付相談を促しています。

早期の定期請求を行うことについては、現在はシステムの関係上、全入院患者のレセプト作成に時間がかかり、毎月 10 日以前に正確な金額で請求するのは困難な状態です。

ただ、平成 18 年度には新システムを導入予定であり、その際、早期請求が可能かどうかについても検討していきたいと考えています。

○ 財 務 課

(注意・留意事項)

(1) 契約事務について(注意事項)

修繕料の契約については、契約金額 50 万円以上の契約が 12 件あるが、そのすべてが随意契約となっている。その中で、契約における決裁文書に見積書が添付されていないものが 2 件、契約書の契約年月日の記載漏れが 6 件あった。また、契約金額 50 万円未満の契約が 209 件あるが、その中で 10 件を試査したところ見積書の見積年月日の記載漏れが 5 件あった。随意契約による場合は、2 人以上から見積書を徴しなければならず(契約規則第 21 条の 3)、また、見積書を徴して業者決定通知後 7 日以内に契約書を作成し(契約規則第 21 条の 4)、当事者双方が記名押印した日付を契約する際の契約年月日にして当該契約は確定する(地方自治法第 234 条第 5 項)ものである。

これらの規定は、地方公共団体が事業執行に当たり、公正、機会均等、経済性を確保する必要から規定されているので、今後はこれらの契約に関する規定を遵守していただきたい。

(2) 資産の管理について(留意事項)

資産の管理について資産台帳と現品を 21 台抽出し突合した結果、資産台帳に記載されているが、現品がなく実態として廃棄処分されているものが 5 台(23.8%)あった。それは、資産の保管管理の事務処理体制の不備により廃棄処分の記載もれが多い状況となっているものである。

これらについては、資産の管理上、好ましくないので、資産管理の事務処理体制の整備を図り細心の注意をもって資産を保管するとともに、那覇市病院事業会計規程第 8 3 条(固定資産の用途廃止)、同規程第 8 4 条(売却等に関する報告)に基づき、適時に現品の保管状況を点検しながら資産台帳を整備するなど資産の良好な保管管理に当たられるよう留意されたい。

□ 注意事項に関する措置

ご指摘のあった医療機器の修繕における契約年月日の記載漏れについては、確認後追記し補完しました。今後は適正に処理します。

なお、医療機器の修繕については、患者さんの生命に重大な影響を及ぼす場合もあるなど、その重要性及び特殊性から納入業者しか修繕を引受けてもらえないこともあり随意契約とせざるを得ず、2 人以上からの見積書の徴取は困難な場合もありますが、このようなやむを得ない場合は起案に明示する等改善を図りたいと思います。

□ 留意事項に関する措置

ご指摘のあった物品については、配置先からの「不用品処分の報告」に基づき廃棄処分の手続きを行いました。今後は定期的に保管状況を点検するなど、適切な保管管理に努めていきます。

○ 企 画 課

(指摘事項)

契約事務について

使用料及び賃借料については、入札による契約が 13 件、随意契約が 6 件なされている。その随意契約において随意契約理由が不明確なものが 4 件あるが、随意契約は例外方式とされているものであり、随意契約をするには、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項の第 1 号から第 9 号に該当する必要があるが、不適切な契約方法となっている。また、債務負担行為なしで複数年の間、単年度毎に随意契約をしてい

るものとして新給食管理システムの賃借があるが、これについては複数年間の契約が妥当である。この場合には地方自治法第 214 条に基づき債務負担行為の手続きを行うべきである。

これらの規定は、地方公共団体が事業執行に当たり、公正、機会均等、経済性を確保する必要から規定されているので、今後はこれらの契約に関する規定を遵守していただきたい。

□指摘事項に関する措置

指摘事項の使用料及び賃借料の契約事務に関し、随意契約理由が不明確な契約については、事務的に不適切な対応により行われたもので、平成 14 年度以降の契約事務からは改善しました。

また平成 12 年度に契約した新給食管理システムの賃借契約にかかる債務負担行為に関しては、債務負担行為の設定期間を本来 5 年間に設定すべきところを事務的ミスにより 3 年間に誤設定してしまいました。

平成 13 年度以降の複数年契約分については適切な債務負担行為を設定し改善しました。今後ともチェック機能を強化し適切な契約事務に努めていきます。